

坂監公表 27 第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき平成 27 年度定期監査を実施したので，その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により，別紙のとおり公表します。

平成 28 年 2 月 10 日

坂出市監査委員 本 多 聰

坂出市監査委員 吉 田 耕 一

## 平成27年度定期監査報告書

平成27年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

### 第1 監査の内容

主に平成27年4月1日から同年9月30日までに執行した事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理について、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に則って行われているかについて監査を実施した。

### 第2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
総 務 部	・秘書広報課・職員課・危機監理室・総務課 ・政策課・企業立地推進室・税務課・資産税課
市 民 生 活 部	・市民課・人権課・環境交通課・生活課
健 康 福 祉 部 (福祉事務所)	・けんこう課・ふくし課・こども課・かいご課
建 設 経 済 部	・産業課・にぎわい室・地籍調査推進室・建設課 ・みなと課（港務所）・都市整備課
教 育 委 員 会	・教育総務課・学校教育課・生涯学習課（公民館等） ・文化振興課（美術館等）・図書館
消 防 本 部	・庶務課・予防課・消防署
農 業 委 員 会	事務局
選 挙 管 理 委 員 会	事務局
議 会 事 務 局	事務局
水 道 局	・監理課・工務課
市 立 病 院	・庶務課・医事課

### 第3 監査の期間

平成27年10月9日から同年11月25日まで

### 第4 監査の方法

今回の監査は、執行した事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等を主眼におき、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性、有効性の確保に留意して行政的監査を行った。

監査対象部課からは、職員の事務分担表、主要な年間事務事業の計画及び実績、懸案事項及び業務に関する問題点、委託料調書、負担金補助及び交付金調書、工事請負費調書、備品購入費調書、各施設状況調書、管理運営に当たっての問題点及び今後の

課題，使用料及び手数料調書，扶助費調書，貸付金調書，特別会計調書，基金調書などの監査資料の提出を求め通査するとともに，事業の執行について関係職員より説明を聴取し，必要に応じて出先機関に出向いて監査を実施した。

## 第5 監査委員の除斥

- (1) 人権課の監査において，本多聰監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥されました。
- (2) 議会事務局の監査において，吉田耕一監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥されました。

## 第6 監査の結果

監査の結果，事務の執行については概ね適正に処理されていると認められた。

なお，監査執行過程において比較的軽微な事項についてはその都度関係各課に注意を行い，あるいは口頭により善処するよう指導し，記載を省略しているが，指摘及び善処を要する事項については監査委員の意見を下記のとおり付するものである。

今後，事務の執行に当たっては，指摘及び善処を要する事項に十分留意するとともに，改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき，遅滞なく通知されたい。

### 今回の監査で指摘及び善処を要する事項

#### (1) 各課共通事項

- ① 地方分権の進展や市民ニーズの多様化などにより行政事務は増加する一方で，定員適正化計画に基づく減員補充等により普通会計の職員数は平成27年4月1日現在で503人体制と第一次定員適正化計画に着手した平成3年度との比較では336人が削減されている。

限られた職員で事務事業を行うために，専門性も高く継続性のある業務においても，定数外職員である嘱託員や臨時職員での対応が見受けられるとともに，時間外勤務が増加傾向となっている。更には，市民の個人情報や現金などを扱う出先機関においては，正規職員の配置はごく一部でそのほとんどが定数外職員により対応している現状にある。

地方自治体の課題である「最少の経費で最大の効果」を達成するため，一貫して「大きな仕事をする小さな市役所」を目指し，職員数の削減等に取り組んできたところであるが，現状での主な民間委託等の取り組みは過去から継続中のもののみであり，今一度，職員が行うべき業務とその人数，現在職員が行っているが民間等にアウトソーシングできる業務を再検討すべき段階になっていると考えられる。

各課においては，関係法令や先進自治体の状況も勘案し，専門的な窓口業務等の民間委託や総務関係事務等の集中化や委託等の事例を研究されるとともに，人事及び行財政改革担当課においては，今後の本市行政サービスにおける職員の果

たすべき役割についての検討を行った上で、新たな職員の定員適正化計画の策定と行財政改革の推進を望むものである。

- ② 補助金について、自治体補助金の法的な性格は、負担付贈与契約であり、事業実施状況等に応じて本来毎年見直すべきものであると昨年度も指摘したところであるが、その見直しは十分には行われていない。当該年度の補助額とそれに対応する事業量や補助を受ける団体の繰越金の状況などを十分精査せずに従来どおり補助金を支出したり、補助目的や用途が必ずしも明確と言えないものも見受けられる。今後の厳しい財政状態を認識し、限られた財源で最大限の効果を図るためにも、適宜適切な見直しを行うよう要望する。
- ③ 電気料金については、温暖化等に伴う空調機器の整備拡充と相まって、経常経費増加の一因ともなっている。必要時の適切な使用を心掛けるなどの節電等の意識を徹底するとともに、低圧電力契約などではその使用状況等により基本料金が使用料金を大きく上回る場合も多々見受けられ、今後は、電気料金の仕組みや施設等における使用頻度も事前に考慮し、選定機器と利用する契約電力を検討した上での施設整備等に努められたい。

また、コピー機やカラーコピー機の各部署への導入等に伴い、機器のリース料やカウンター保守料が一定の費用として支出されている。単独購入の場合は、リース料等が高止まりとなりがちであり、複数部署の需要を取りまとめた一括購入が望まれるとともに、通常の白黒コピーが1枚2円程度とすると、カラーコピー等は1枚10円以上となっており、必要時の最小限の使用に努められたい。

事務量の増加や情報化システム導入などによる不可避的な委託料も増大する中で、各課におかれては、常にコスト意識を持って、節減可能な経費の削減に努められたい。

## (2) 各課個別事項

### 【総務部】

職員課： 各課限られた人員の中で、複雑・多様化する事務量の増加などにより、時間外勤務が年々増加傾向にある。課内の職員の業務量の適正な配分や課長等による時間外勤務命令の励行の周知徹底を図るのは無論のことながら、各課の職員数と業務量や長期療養休暇等による残る職員への影響などの積極的な把握を行い、日常業務が職員への過度の負担とならないような柔軟かつ的確な職員配置に努められるよう要望する。

総務課： 電気料金について、基本料金の占める割合も大きいものの現庁舎ではその節減対策が難しいとのことから、新庁舎の検討においては、30分間に使用した電力の平均値の1年間の最大値がその後1年間の基本料金に影響するデマンド料金のピークを低く抑えるための機器導入等による電気料金節減に努められよ

う要望する。

#### 【市民生活部】

市民課： 坂出駅市民サービスセンターは、市民の個人情報、現金や金券などを多く取り扱う施設であることから、原則として正規職員が常に対応できる職員配置を望むものである。

環境交通課： 交通安全施設整備に当たっては、市域全般の危険箇所等の公平かつ客観的な把握に努め、必要度が高い箇所からの順次整備を図られたい。

#### 【健康福祉部】

こども課： 子育て支援は、若い人が坂出に住み安心して子育てをする上で、重要かつ継続的な実施が求められる施策である。児童虐待問題への対応なども含め、子育て支援の専門的で適切なサポートを行うためにも、担当職員の確保、育成に努められるよう要望する。

かいご課： 団塊の世代が順次 65 歳に達し、今後一層の高齢化が進む中、地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、高齢者の相談・支援を行うとともに、地域における各種サービスや住民活動などとも連携して、地域に根ざした包括的・継続的な支援を行う中核機関である。

また、認知症対策や介護予防事業の推進、ケアマネジメント機能の充実、更には高齢者虐待防止対策の啓発活動など、市民が必要なときに必要な支援を受けられる体制づくりは不可欠であり、市民が信頼でき専門性が高い職員の確保、育成に努められるよう要望する。

#### 【建設経済部】

にぎわい室： 坂出市観光協会への補助金について、運営補助と事業補助に分けて支出しているものを会計処理等の適正化や合理化を図るために運営補助に統一するとともに、協会がより主体性を持って活動するための人員確保が可能な補助金の増額に努めるよう要望する。

#### 【教育委員会】

文化振興課： 国府跡及び開法寺跡の国への史跡指定に向けた取り組みにつ

いて、今後の発掘調査等の結果により左右されるところもあるが、国への意見具申に際しては周辺住民の方々への影響も考慮し適宜適切な範囲指定に努められるとともに、これらの取り組みが地元の活性化につながるよう尽力されたい。

図 書 館： 図書館については、ボランティア活動の方々の協力も得る中で、積極的に諸行事を開催するなど、市民共働のまちづくりを実践しているが、その職員構成は、嘱託員と臨時職員が大半を占める現状にある。

この図書館活動の継続・充実や危機管理面を考慮すると、専門職員の長期的な配置による市民の信頼が厚いエキスパート的な人材養成が望まれるとともに、現在の図書館業務に尽力されている非正規職員の継続性や勤務意欲向上を図るためにも処遇改善に努められるよう要望する。

#### 【消 防 本 部】

高齢化の一層の進展などにより、救急出動状況は増加傾向にあり、自治体消防本部の救急隊の救急車には常時最低1名乗車させることを目標とされている救急救命士の増員に努められたい。

#### 【市 立 病 院】

外来診察について、できるだけ来院者が診察できずに帰られないことがないよう診療予定のより広いたく確な周知に努められるよう要望する。